

茂原市入札約款

(目的)

第1条 茂原市の発注に係る建設工事、測量及び設計等の委託、製造の請負、物品の購入、役務の提供又は賃貸借の契約に係る競争入札を行う場合における入札その他の取扱いについては地方自治法（昭和22年法律第67号）その他法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者は、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において設計図書、仕様書、契約書案等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は別記第1号様式により作成し、初回のみ商号又は名称及び件名を記載した封筒に封かんの上、入札者の氏名を表記し、入札公告又は指名通知書に示した時刻までに郵送により提出又は入札箱に投入しなければならない。

3 入札書は、件名、履行場所及び金額等を日本語により正確に漏れなく記載し、入札者の商号又は名称、所在地並びに代表者及び入札代理人（代理人が入札する場合）の記名押印をしなければならない。

4 入札金額は日本国の通貨により表示しなければならない。

5 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印するか若しくは入札書中の余白に訂正事項を記載し、押印しなければならない。

6 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、別記第2号様式による委任状を持参させなければならない。

7 入札参加者又はその代理人は、入札の前に別記第3号様式による誓約書を提出しなければならない。

8 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

9 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

10 入札参加者又はその代理人は、入札書を郵送により提出又は入札箱に投入した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(入札辞退)

第3条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあつては、別記第4号様式による入札辞退届を入札担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

(2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者又はその代理人は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者又はその代理人は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決めなければならない。

3 入札参加者又はその代理人は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

2 指名競争入札において初回の入札又は再度入札の参加者が一者の場合は、特別な事情がない限り、当該入札の執行を取りやめるものとする。

3 入札の中止等により損害が生じた場合、市は一切の賠償の責を負わない。

(無効となる入札)

第6条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を持参しない代理人のした入札

(3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く）

(4) 記名押印を欠く入札

(5) 金額を訂正した入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 明らかに連合であると認められる入札

(8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者

の入札

(9) 1通の封筒に、2枚以上の入札書を入れた入札

(10) 封筒、入札書及び工事費内訳書の提出が求められている入札においてそれぞれ記載事項が相違する入札

(11) 最低制限価格を設けた場合、最低制限価格を下回る金額の入札

(12) 指定された書式の工事費内訳書を使用しない入札

(13) 再度入札における入札金額が前回の入札の最低金額以上の入札

(14) 誓約書及び工事費内訳書の提出が求められている入札においてその提出がない入札

(15) その他入札に関する条件に違反した入札

(落札者の決定)

第7条 原則として、最低価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、別に落札者決定基準が定められている場合はそれに従うものとする。

2 最低制限価格を設けた入札の場合は入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 開札は入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人の全員が出席しないときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて、これを行う。

(同価格の入札が二人以上ある場合の落札者の決定)

第8条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、速やかに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(再度入札)

第9条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 前項の場合において、再度入札の回数は原則として2回までとする。

3 初回及び2回目の入札に参加しなかった者、開札に立ち会わなかった者又は第6条により入札が無効になった者は再度入札に参加できないものとする。

(契約の締結)

第10条 落札者は、落札決定の日から5日以内に当該契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第 11 条 工事等の請負契約に係る落札者は、当該契約の締結に際し、それぞれの請負契約約款に関する契約の保証（履行ボンド等）を寄託しなければならない。ただし、契約担当者が特にその必要がないと認めたときは、この限りではない。

(異議の申立)

第 12 条 入札をした者は、入札後この約款、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 13 条 契約担当者は、必要があるときは入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を求めることができる。

附 則

この約款は、平成 25 年 10 月 1 日より施行する。